

ミャンマーにおける知的財産法分野の司法審査について

元知財高裁判事

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

三 村 量 一

(みむら りょういち)

1977年東京大学法学部卒業，同年司法修習生，1979年東京地裁判事補。その後，2009年まで，最高裁民事局付，旭川地家裁判事補，最高裁調査官，東京地裁部総括判事，知財高裁判事，東京高裁判事等を歴任。2009年弁護士登録（第一東京弁護士会）。

第1 はじめに

ミャンマー連邦（以下，単に「ミャンマー」という。）における知的財産制度については，現在，教育省¹を主管官庁として，著作権法，商標法，意匠法及び特許法という4つの法律（以下，併せて「知財四法」ということがある。）の立法作業が進められており²，近い将来において，これらの知財関連法が成立することが見込まれている³。知的財産をめぐる訴訟制度については，知財四法の成立後に，管轄裁判所を含めた訴訟手続が最高裁の規則により定められることになっている。

ミャンマーでは，従来，コモンローに基づく司法が存在していたところ，今後，知的財産分野においては，刑事訴追や民事訴訟による救済と並んで，商標権等の工業所有権の審査及びその有効性に関する知的財産庁（以下「知財庁」という。）⁴の判断に対する司法審査（Judicial Review）や，税関の輸入差止処分に対する司法審査の在り方が問題となる。

筆者は，本年（2016年），数回にわたりミャンマーを訪れるなどしてミャンマー連邦最高裁判所（以下，単に「最高裁」という。）及び教育省の担当者らと意見交換を行ったが，そのような際に，現在進められている知的財産分野における訴訟制度の準備作業⁵における検討内容について知る機会を得た。本稿は，ミャンマーにおける知的財産法制整備をめぐって現地において現在議論されている法的問題の内容を紹介するとともに，議論の対象となっている法的課題に関して，我が国からどのような協力を行うことができるかを提言

¹ 知財関連法案の所管官庁は，当初，科学技術省であったが，その後の省庁再編で教育省の所管となった。

² 現在，知財四法の法案は，連邦議会に提出され，議会の法案審査部門（法案委員会）の審査を待つ状況ようであるが，今後，法案につき実質的な修正がされる可能性も存在することから，現時点での法案がそのまま法律として成立すると判断することはできない。

³ ミャンマー現政権の発表に係る経済政策においては，知的財産法制の整備は，重点政策の一つに位置づけられており，この点からすれば，知的財産関係諸法の制定作業は，相当程度，優先して遂行されることが期待される。

⁴ 知財庁は，知財四法の成立後に創設される予定である。

⁵ 現在，最高裁を中心に，知財四法の法案をめぐる法的問題を検討するとともに，知的財産分野における訴訟を円滑に実施するための実務的な体制整備の作業が進められている。

するものである。

なお、今回は、行政庁の判断に対する司法審査をめぐる問題点及び議論の内容を、商標の審査及びその有効性についての知財庁の判断を例にとりて、紹介することとする。

第2 ミャンマーにおける司法の優位

ミャンマーは WTO（世界貿易機関）に加盟しており、TRIPS 協定の履行義務を負っているところ、同協定に基づく義務として、最終的な行政上の決定については、その当事者に対して、司法による再審査の機会を与える必要がある^{6,7}。

現在、連邦議会で審理されている知財四法の法案のうち工業所有権分野においては、知財庁における登録官（Registrar）の決定に対する不服申立ては、まず知財庁の Director General（以下「DG」という。）⁸にされるが⁹、これに対する DG の決定に対しては、司法による再審査がされるものとしている¹⁰。

第3 司法審査の形式

知財庁の DG の決定に対する司法審査は、行政処分に対する取消訴訟の形式で行われる。

DG の決定に不服のある当事者は、裁判所に対して、DG の決定の取消しを求める訴訟を提起する。裁判所は、DG の決定が正しいと判断する場合は原告の請求を棄却する判決をし、DG の決定が誤っていると判断する場合は DG の決定を取り消して、事件を DG に差し戻す。すなわち、裁判所は、DG の決定が誤っていると判断する場合には、当該事件について自ら最終的な判断を行わず、DG に再度の審査と再度の決定を求める。

第4 取消訴訟の類型

1 登録拒絶決定に対する取消訴訟

DG の判断に2つの類型があることに対応して、取消訴訟にも2つの類型がある。

1つは、拒絶査定取消訴訟である。これは、DG が商標登録を拒絶すべき旨の決定をした場合に、これに不服な商標登録出願人が提起する取消訴訟である。

知財庁内における商標登録手続について簡単に説明すると、商標登録出願がされると、審査官による審査が行われ、その結果に基づいて登録官により商標登録又は登録拒絶が

⁶ TRIPS 41 条(4)

⁷ ミャンマーにおいては、コモンローに基づく司法審査が行われていたこともあって、従来から、行政機関の判断が司法審査の対象となるという意識が一般的であった。

⁸ DG は、閣僚ではなく、我が国の官僚組織との対比でいえば、中央官庁の事務次官ないし事務総長に相当するものであり、実務官僚のトップにある役職といえることができる。

⁹ 商標法案においては、60 条に規定されている。

¹⁰ 商標法案においては、61 条に規定されている。

される¹¹。登録官による登録拒絶に対しては、出願人は DG に対して不服申立てをすることが許され、当該不服申立てに対して DG が判断を行う。DG が登録拒絶を維持する決定をした場合には、出願人は、DG の決定に対して、取消訴訟を提起することになる。

2 無効・取消手続の決定に対する取消訴訟

もう 1 つは、商標登録無効手続又は商標登録取消手続における DG の決定に対する取消訴訟である。

商標法案においては、登録された商標について第三者が争う方法として、商標登録無効手続¹²と商標登録取消手続¹³が規定されている。

商標登録無効手続及び商標登録取消手続の双方とも、利害関係人が請求することができるものとされている。無効手続は、登録障害事由を看過して商標登録がされた場合に対するものであり、商標登録無効決定の効力は商標登録時に遡及する。これに対して、商標登録取消手続は、商標の不使用や登録後の普通名詞化などの事後的な理由によるものであり、取消決定の効力も遡及しない。

商標登録無効手続、商標登録取消手続の双方とも、請求がされた場合には、まず登録官が判断を行う。登録官の判断に不服のある当事者（請求人又は商標権者）は、DG に対して不服申立てをすることが許され、当該不服申立てに対して DG が判断を行う。DG の決定に対しては、不服のある当事者が取消訴訟を提起することになる。

第 5 取消訴訟の当事者

1 登録拒絶決定に対する取消訴訟

商標登録出願人が原告となり、DG が被告となる。

2 無効・取消手続の決定に対する取消訴訟

DG の決定に不服な当事者（手続請求人又は商標権者）が原告となる。

問題は、誰が被告となるかである。1 つ目の方法は、我が国における商標登録無効審判の審決に対する取消訴訟¹⁴と同様に、DG の決定の維持を求める反対当事者のみを被告とし、DG を被告としない方法である。2 つ目の方法は、DG のみを被告とする方法である。この場合には、DG の決定の維持を求める反対当事者については、参加人として訴訟への関与を認める方法と、当事者として訴訟に関与することを認めない方法の双方が考えられる。3 つ目の方法は、DG と反対当事者の双方を被告（共同被告）とする方法である。

¹¹ このほか、商標法案は、商標登録出願に対する第三者の異議の申立手続（付与前異議手続）を定めている。異議申立てがされた場合には、審査官から提出された調査結果及び審査官の意見を参酌して登録官は登録の可否を判断する（商標法案 20 条）。異議申立人の主張を容れて登録を拒絶すべきものとした登録官の判断を維持すべきものとした DG の決定に対する取消訴訟については、現在のところ、商標登録後の商標登録無効手続及び商標登録取消手続における DG の決定に対する取消訴訟と同様の類型に属するものとして取り扱うことが検討されているようである。

¹² 商標法案 46 条

¹³ 商標法案 47 条

¹⁴ 講学上、「形式的当事者訴訟」と呼ばれる。

現在、ミャンマーにおいては、この3つ目の方法、すなわち DG と反対当事者の双方を共同被告とする方法が検討の対象となっている。その理由としては、紛争を効果的に解決するためには、DG を含めた関係当事者全てを訴訟の当事者にする必要があること¹⁵、及び、ミャンマー民事訴訟法の規定とも整合していることが挙げられている。また、知財庁による商標登録の有効性を左右する訴訟の進行を私人を委ねることに不安があること、取消判決がされた場合には知財庁における審理が再度行われることになること、差戻し後の審理への円滑な移行には DG を当事者とするのが適切であることなども、事情として考慮されている。

第6 取消訴訟の管轄裁判所

DG の決定に対する取消訴訟の管轄については、知財四法の成立後に最高裁の規則により定められることになるが、現在のところ、ヤンゴン高裁の専属管轄とすることが検討されている。

その理由としては、①ヤンゴンが経済の中心地であり、知財事件の当事者となる企業等が多数存在しており、知財訴訟の代理人となり得る弁護士等もヤンゴンに偏在していること、②知財庁の実務官僚のトップである DG の決定に対する審査は、国家機関としての職制階層のバランスから高裁が行うことが適切であること、③知財庁の所在地をヤンゴンとすることが検討されていること、④知財分野の民事・刑事事件の管轄は、ヤンゴンに所在する地方裁判所の専属管轄とすることが検討されている¹⁶ ので、民事・刑事事件の控訴審が係属するヤンゴン高裁が取消訴訟の管轄を併せて有することが適切であること、などが挙げられている¹⁷。

第7 DG の訴訟代理人等

上述のように、取消訴訟においては、DG が当事者となること¹⁸ が想定されているところ、取消訴訟の法廷に DG 自身が出廷することは考えられないから、誰かが DG の訴訟代理人として裁判所での訴訟手続を行うことになる。政府機関の代理人として訴訟行為を行うの

¹⁵ 取消訴訟の判決の効果を知財庁に及ぼすためには、DG を共同被告とすることが必要であるとする意見が存在する。

¹⁶ 知財訴訟には技術的専門的な要素が強いことから、これを通常民事事件と区別せずに配てんした場合には、知財事件の審理の質が低下し、審理も長期化することが懸念されるが、他方において知財事件を審理するための専門知識を備えた裁判官を速やかに多人数養成することは困難であることから、知財法施行後当分の間は、知財分野の民事事件及び刑事事件については、知財事件の提訴が多数となることが予想されるヤンゴン所在の地方裁判所の専属管轄として、専門部において知財事件処理の知識経験のある裁判官に審理を委ねることが検討されている。このように知財分野の民事事件及び刑事事件についてヤンゴン所在の地方裁判所が専属管轄を有することになるのであれば、これらの訴訟の控訴審を管轄するヤンゴン高裁に、DG の決定に対する取消訴訟の専属管轄を認めることが適切と考えられている。

¹⁷ ただし、高裁を取消訴訟の一審裁判所とするに当たっては、知財庁における DG による審理手続において地裁における審理と同程度の手続保障がされていることが前提となるとして、知財庁における審理手続の充実を求める意見が表明されている。

¹⁸ 少なくとも、登録拒絶決定に対する取消訴訟においては、DG は被告となる。

は法務長官府に属する法務官とされていることから、取消訴訟において DG の訴訟代理人として訴訟行為を行うのは法務官である。もっとも、取消訴訟においては、知的財産に関する専門知識が必要となるから、DG から指定された知財町の職員が法務官の訴訟活動を補助することとなる。

第8 侵害訴訟と登録無効・登録取消手続の関係

商標権等の工業所有権の侵害訴訟において、登録無効ないし取消の抗弁を提出できるか否かについては、見解が分かれている。

侵害訴訟において抗弁を提出できないという考え方は、登録無効ないし取消は知財庁における登録無効ないし取消の手続（及びそれに引き続く取消訴訟）で行われるべきものとするもので、侵害訴訟においては、裁判所は必要に応じて訴訟手続を中止することができるとする。

これに対して、知財四法には、侵害訴訟における登録無効ないし取消の抗弁の提出の可否についての規定がないことを理由として、抗弁の提出は許されるという考え方も存在する¹⁹。もっとも、侵害訴訟における抗弁の提出を許容すると、侵害訴訟と登録無効ないし取消を求める訴訟との間で権利の有効性についての判断が齟齬する危険を生ずることになる。

第9 今後の我が国からの協力の在り方

知財四法の立法準備及び知財四法成立後における司法手続の運用準備に関しては、既に、我が国の関係機関からミャンマーの科学技術省ないし教育省や最高裁に対して、情報提供や担当者との意見交換などを通じて、多くの協力がされている。

本稿において紹介した知的財産分野における司法審査に関しては、我が国は、審決取消訴訟や、侵害訴訟における権利無効の抗弁の扱い等について、多くの経験を有している。今後も引き続き、我が国においてこれらの訴訟の知識経験を有する専門家から、ミャンマーの担当者に対して情報提供及び意見交換を行うことにより、同国における知的財産制度の整備を援助することが、有益であろう。

¹⁹ 最高裁においては、侵害訴訟における登録無効ないし取消の抗弁の提出は許されると解する見解が、どちらかと言えば優勢のようであるが、この点は、今後の検討に委ねられている部分が多い。